

講演規定

1. 発表時間

指定演題：各座長の指示に従ってください（別途ご連絡します）。

一般演題：発表5分、討論2分

2. 座長の先生方へ

1) 担当セッション開始10分前までに次座長席にお着きください。

2) セッションの進行は座長にお任せいたしますので、発表者持ち時間を厳守の上、所定の時間内に終了するようよろしくお願いいたします。

3. 口演発表形式について

1) 使用言語は、日本語または英語とします。

2) 発表形式は、コンピューター（PC）使用のみとさせていただきます。

- 原則データでのお持ち込みをお願いいたします。
- スライド枚数に制限はございませんが、発表時間内に終了できるようご配慮ください。
- スライド操作は、演壇上のモニターを見ながら、ご自身でマウスおよびキーボードを操作いただきます。

3) 本会では講演データとして以下のOS、アプリケーション、動画ファイルに対応しています。

- OS：Windows10.11
- アプリケーション：PowerPoint2010・2013・2016・2019
- 動画ファイル：Windows Media Player（初期コーデック）再生可能なデータ
※Macintosh版PowerPointでの作成は映像に支障をきたす可能性がございますので、ご遠慮ください。
※Keynoteは使用できません。
- 画面レイアウトのバランス異常や文字化けを防ぐため、OS標準フォントをご使用ください。
※MS明朝、MSP明朝、MSゴシック、MSPゴシック、Century、Times New Roman など
- 本会でお持ち込み可能なメディアは、USBフラッシュメモリ、CD-Rのみです。
- プレゼンテーションに他のデータ（静止画・動画・グラフ等）をリンクされている場合は、必ず一つのフォルダにそのリンクデータを保存し、データを作成されたPCとは別のPCで事前に動作確認をお願いいたします。
- 会場のPCへのウイルス感染を防ぐため、事前にメディアのウイルスチェックをお願いいたします。
- PC受付では、ウイルスセキュリティーを更新し万全を期しておりますが、未知のウイルスに感染する場合がございますので、ご了承ください。
- 講演データは、PC受付にて会場内のPCに一旦保存し、学会終了後に全て消去いたします。

4. PCデータ受付

1) 講演の30分前までに「PC受付」まで発表メディアあるいはPCをお持ちいただき、発表データの登録を完了してください。

PC受付時間：11月14日（金）8：15～16：30

11月15日（土）8：45～15：30

PC受付場所：第1会場前

5. 発表演題の利益相反（conflict of interest : COI）の開示について

発表者は、タイトルスライドの次（2枚めスライド）にCOI状況を開示してください。学術集会ホームページにフォーマットを公開しておりますので、ご利用ください。

日本臨床分子形態学会利益相反に関する内規

第1条 会則第2条で定められている本会の目的「電子顕微鏡を含む分子形態学的研究技法を応用し臨床医学一般に貢献すること」を達成するには、本会および本会会員が関与するあらゆる研究活動において、利益相反（conflict of interest : COI）によって研究の方法、データの解析、結果の解釈および研究成果の評価が歪められることがあってはならない。本会はこれを保証するために、利益相反に関して必要な事項を内規として定め、利益相反を適切に管理し、必要に応じて利益相反を開示する。これによって、本会は社会に対する説明責任を果たすものとする。

第2条 本内規は以下の対象者に対して適用される。

- 1) 日本臨床分子形態学会会員
- 2) 日本臨床分子形態学会学術講演会で研究発表を行う者
- 3) Medical Molecular Morphology 誌に研究論文等を投稿する者
- 4) その他、日本臨床分子形態学会が関与するすべての事業・活動・出版等に関与する者

第3条 第2条に定める対象者が以下の事項に該当する場合は、利益相反の状況を自己申告によって開示しなければならない。開示の方法は事業・活動・出版物ごとに別に定める。

- 1) 企業や営利目的の団体の役員・顧問等の職に就き、その報酬が一企業・団体あたり100万円/年を越える場合。
- 2) 企業の株式を保有し、その利益が一企業あたり100万円/年を越える場合。
- 3) 特許権等を有し、一つの特許権の使用料等の収益が100万円/年を越える場合。
- 4) 企業や営利目的の団体から得る講演料が一企業・団体あたり50万円/年を越える場合。
- 5) 企業や営利目的の団体から得る原稿料が一企業・団体あたり50万円/年を越える場合。
- 6) 企業や営利目的の団体から得る研究費が一企業・団体あたり200万円/年を越える場合。

第4条 第3条で開示する必要がある利益相反は、第2条の対象者が関与する研究発表、論文投稿およびその他の活動の内容に関連するものに限る。該当する利益相反が無い場合はその旨を宣言あるいは記述すること。

第5条 本内規に違反するおそれがある事例に対して、当該事例と最も関係が深い委員会が必要な調査を実施し、その結果を理事会に報告する。

第6条 第5条の報告を受けた理事会は本内規違反の有無を判断し、内規違反の対象者に必要な是正勧告もしくは適切な措置を決定する。

附 則 本内規は平成27年9月19日より施行する。